

改正奄美・小笠原振興法の概要

国土交通省国土政策局特別地域振興官付

はじめに

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（令和六年法律第六号。以下「部改正法」という。）は、第二二三回国会において、衆議院、参議院いずれも全会一致で可決・成立し、本年四月一日から施行されました。この間、国会議員の諸先生方をはじめ、奄美群島・小笠原諸島の地元関係者の皆様、奄美群島振興開発審議会（以下「奄美審議会」という。）及び小笠原諸島振興開発審議会（以下「小笠原審議会」という。）の委員の皆様にも多大なるご尽力をいただきましたこと、改めて感謝申し上げます。

一部改正法の検討に当たっては、地元地方公共団体の皆様をはじめ、自由民主党の奄美振興特別委員会及び離島振興特

別委員会（現離島・半島振興特別委員会）小笠原小委員会、公明党の離島振興対策本部及び奄美ティダ委員会並びに奄美審議会及び小笠原審議会に取りまとめたいただいた提言等を踏まえ、国土交通省と関係省庁で連携しながら議論を進めました。本稿では、この一部改正法の趣旨と概要について、現在の奄美群島・小笠原諸島を取り巻く情勢に触れながら、紹介いたします。

奄美群島・小笠原諸島を取り巻く情勢

奄美群島を取り巻く情勢

奄美群島は、本土から遠く離れた外海にあり、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的・自然的条件にお

かれています。また、戦後、米軍の軍政下におかれたことにより、本土と比較して戦後復興が大幅に遅れたという歴史的な特殊事情を抱えています。これらの背景を踏まえ、昭和十九年に特別措置法が制定されて以来、国の特別の措置及び関係地方公共団体や地域住民の不断努力により、生活環境の整備などが着実に図られてきました。また、令和三年には「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が世界自然遺産登録されたことを踏まえ、現在は自然環境の保全と利用の両立などによる「稼ぐ力」を向上させる取組が求められています。

一方で、一人当たり所得が全国や鹿児島県全体と比較して低く、生活保護率も高い水準となっているなど、経済面・生活面での本土との格差を依然として抱えています。それに加え、人口減少も急速に進んでおり、持続可能な地域社会の構築が課題となっています。

小笠原諸島を取り巻く情勢

小笠原諸島は、東京本土から南に約一〇〇〇キロメートル離れた太平洋上に位置しており、我が国最南端の沖ノ鳥島及び最東端の南鳥島を含めた多くの島々で構成されている地域です。また、我が国の排他的経済水域の約三割という広大な海域を確保する国境離島としての重要な役割も担っています。

一方で、本土から隔絶した外海に位置しているという地理

的な不利性や、戦時中にはほとんどの島民が本土への強制疎開を強いられた上、奄美群島同様に戦後は米軍の軍政下におかれたという歴史的な特殊事情を抱えています。

日本復帰直後から取り組まれた国の特別の措置に加え、関係地方公共団体や住民の不断努力により、振興開発は相応の成果を上げてきていますが、復帰後に整備された公共施設の老朽化が進んでいることに加え、約一週間に一便の定期船に限られる本土への交通アクセスや、医療・介護サービス等の供給体制など、本土と比較した際の定住環境面での大きな格差が未だに残されています。

改正の趣旨

一部改正法の策定に当たっては、令和四年度に改正された離島振興法(※)における改正事項も踏まえつつ、現在の奄美群島・小笠原諸島を取り巻く情勢や、両地域における新たな政策課題に対応するための視点を盛り込みました。

具体的には、両地域の地域社会を維持するための「移住の促進」、奄美群島と沖縄との連携強化、両地域において生じている新たな政策課題に対応するための配慮規定の拡充等を行いました。

※



改正概要

1. 法目的の改正（奄美法第1条、小笠原法第1条関係）

奄美群島・小笠原諸島への人の流れを生み出すことを目的とし、奄美群島振興開発特別措置法（以下「奄美法」という。）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（以下「小笠原法」という。）の法目的に、両地域への「移住の促進」の観点を追加しました。これにより、両地域の持続可能な地域社会の構築を図っていききたいと考えています。

2. 基本理念の改正（奄美法第2条、小笠原法第2条関係）

両地域を取り巻く情勢等を踏まえ、奄美法及び小笠原法の基本理念に、次の観点を追加しました。

（1）再生可能エネルギー源の利用

改正前の奄美法・小笠原法においても、その基本理念に両地域の果たす国家的役割を規定しているところ、今回の一部改正法においては、両地域において実証実験を含む再生可能エネルギー源を活用する先端的な取組が進められつつあることを踏まえ、その先端的な取組が今後全国に波及する可能性があることから、両地域の国家的役割に「再生可能エネルギー源の利用」の観点を追加しました。

（2）関係者間協働によるシナジー効果の発揮

同時進行する高齢化と少子化の問題等、現代日本が抱える社会課題が、より一層複雑化・多様化している中で、これらの社会課題解決のためには地域住民、民間事業者、NPO法人、教育研究機関、関係人口などの多様な主体からの幅広い協力を得ることが重要であることから、関係者間の協働を推進することによって、シナジー効果を発揮するという観点を追加しました。

（3）「沖縄」との連携（奄美法のみ）

奄美群島と沖縄は元々地理的・歴史的なつながりの深い地域であり、令和三年に沖縄とともに世界自然遺産登録されたことも背景として、奄美・沖縄間における様々な分野の連携が進んでいるところです。この流れを契機として、より一層の連携を図っていくことが今後の更なる振興開発に重要であることから、基本理念に「沖縄との連携」の観点を盛り込みました。あわせて、奄美群島振興交付金（以下「奄振交付金」という。）において、住民を対象とした奄美・沖縄間の航路・航空路運賃や沖縄向けの農林水産物等の輸送コストの軽減に取り組んでいきます。

3. 基本方針・振興開発計画の記載事項に係る改正（奄美法

第4条・第5条、小笠原法第5条・第6条関係）

基本理念の改正内容や両地域における政策課題等を踏まえ、

奄美法・小笠原法に基づいて策定される基本方針及び振興開発計画の記載事項として、次に掲げる内容を追加することとしました。

(1) 情報通信業の振興

情報通信業は、自然的・地理的な条件にとらわれず振興することが可能な産業であり、情報通信業従事者のなかには、テレワーク等を利用して二地域居住やワーケーションを行う方もいます。このように、仕事をしながら両地域に長期間滞在をしてもらうことは、いわゆる関係人口の創出にも資するものです。また、情報通信業は、一般的に労働生産性が他業種と比較しても高く、所得水準向上にとって重要な産業でもあります。このような背景を踏まえ、今回の法改正において、振興開発の対象とする業種に情報通信業を追加しました。本改正を踏まえ、奄振交付金においてもデジタル技術を活用した先駆的・先端的な取組に対しては、補助率を高上げするといった支援を講じていきます。

(2) 空家等に関する対策（奄美法のみ）

台風常襲地帯である奄美群島においては、放置された空き家の瓦が強風により飛散するなど、空き家により周辺環境に対する悪影響が及ぶ事態が生じています。また、景観や防犯の観点からも、空き家への対策が重要となっていることから、住宅と生活環境の整備の対象に、空家等に関する対策が含ま

れることを明記し、空き家の除却や活用を図ることで、良好な居住環境の整備を推進していきます。

(3) 移住の促進

我が国の領域の保全、海上交通の安全確保、海洋資源の開発・利用等、国家的に重要な役割を果たしている両地域の地域社会の維持を確実にするため、両地域への「移住の促進」の観点を追加しました。特に奄美群島においては、人口減少・高齢化が急速に進んでおり、移住者を増加させることによる活力の向上が極めて重要です。小笠原諸島においては、これまで人口は増加傾向にあったところ、近年横ばいとなっており、若い世代を中心とした移住・定住の促進が重要であることから、今回の改正において奄美法と同じく追加をしました。

4. 交付金事業計画の記載事項に係る改正（奄美法第8条関係）

奄美法第8条においては、奄振交付金の交付対象となる事業を規定しています。今回の法改正では、奄美群島への「移住の促進」を重要課題として掲げていることを踏まえ、交付金事業計画に記載できる事業として「移住の促進に資する事業」を追加するとともに、例えば「教育の充実及び文化の継承に資する事業」等の移住・定住の促進に資するような関連事業も併せて追加するといった規定の拡充を図りました。

5. 配慮規定の追加と充実（奄美法第21条から第36条まで、小笠

原法第24条から第38条まで関係）

令和四年度に改正された離島振興法における改正内容も踏まえつつ、奄美群島・小笠原諸島の新たな課題に対応するため、次のとおり、配慮規定について追加と充実を図っています。

（1）医療（奄美法第21条、小笠原法第31条関係）

奄美群島・小笠原諸島ともに、外海遠隔離島であるという地理的要因等を背景として、本土に比較して医療環境に脆弱性を有しているという状況があります。

そのため、医療人材の確保や遠隔医療の推進といった施策を積極的に講じていく必要があることから、医療に関する配慮を「適切な配慮」から「特別の配慮」へ改正するとともに、「遠隔医療」の観点についても明記することとしました。遠隔医療の実施に当たっては、患者の方々の意向を最優先しつつ、環境整備を着実に進めることにより、患者の方々の選択肢を増やすことを目的としています。

（2）情報（奄美法第25条、小笠原法第24条関係）

本土から隔絶されている奄美群島・小笠原諸島において、情報通信基盤は条件不利性を克服するための重要なインフラです。また、情報通信基盤を整備することによって、テレワークを活用したワーケーション需要等を喚起することが可能に

なります。

これを踏まえ、情報通信に関する配慮を「適切な配慮」から「特別の配慮」へ格上げしました。また、両地域における課題解決に当たっては、より積極的なデジタル技術を活用した取組を推進することが重要であるため、「先端的な情報通信技術の活用」についても、配慮の対象として追加しました。あわせて、奄振交付金においても、令和六年度から、デジタル技術を活用した先進的な取組について、交付率を嵩上げして支援することとしています。

（3）生活環境（奄美法第26条、小笠原法第27条関係）

奄美群島・小笠原諸島においては、これまで両地域への「定住の促進」を図る観点から、住宅の整備や水の安定的な供給の確保などの生活環境の整備のための取組を進めてきたところですが、今回の改正において法目的や配慮規定に「移住の促進」の観点を追加したことを踏まえ、生活環境整備に当たっても、「移住の促進」のための観点を追加しました。また、奄美群島は空き家の増加が問題になっていることから、奄美法においては住宅の整備に「空き家等の活用によるものを含む。」旨を明確化しました。

（4）介護（奄美法第27条、小笠原法第28条関係）

介護人材の安定的な確保は、日本全国における喫緊の課題の一つですが、全国平均よりも高齢化が進行する奄美群島や、

慢性的な介護人材の不足が生じている小笠原諸島においては、本土と比較しても、更に喫緊かつ深刻な問題になっています。そのため、今回の法改正により、「介護ロボット」等の介護テクノロジーの導入や、障害福祉サービスの確保及び充実についで配慮規定に追加しました。

(5) 児童福祉（奄美法第28条、小笠原法第29条関係）

少子化の急速な進展は、奄美群島・小笠原諸島の地域社会の維持に深刻な影響を及ぼす問題です。今回、国全体として取り組んでいる「こどもまんなか」社会の考え方も踏まえつつ、子育て支援の充実を図る必要があることから、児童福祉施設の整備等を配慮規定に追加しました。関係省庁とも連携しつつ、両地域において安心して子どもが育てられる環境を作ることにより、子育て世代の移住・定住を促進していきます。

(6) 防災対策・感染症対策（奄美法第30条、小笠原法第34条関係）

亜熱帯地域かつ外海遠隔離島に位置している両地域は、台風の常襲地帯であるとともに、地震による津波被害に対する懸念も強い地域です。これまでは「災害を防除する」という観点に重心をおいていましたが、災害の激甚化・頻発化を踏まえ、災害が発生してしまった場合にその被害を最小化するという減災の観点を追加しました。また、両地域は本土との人流・物流の手段が限られていることから、新型コロナウイルス

ルスのような感染症が流行した場合に、本土と比較して住民生活や事業活動に甚大な被害が生じる可能性があります。そのため、感染症発生時における必要物資の確保や事業継続に係る支援について規定を新設しました。

(7) 再生可能エネルギー源（奄美法第32条、小笠原法第33条関係）

外海に位置する両地域においては、燃料輸送コスト、燃料供給途絶時の危機管理、燃料供給による域外への資金流出防止の観点からも、自給可能な再生可能エネルギー源を利用することが重要です。これまでの配慮規定においては、再生可能エネルギー源の利用の「推進」について規定しており、主に行政主体の取組を念頭においていましたが、今後は民間の活力も活かしていくことが重要であることから、「推進」を「促進」とした上で、そのために必要な施策の充実に取り組むこととしています。

(8) 教育（奄美法第33条、小笠原法第35条関係）

地域の自立的発展の担い手を確保するためには、両地域の将来を担う人材の育成が欠かせません。一方で、人口減少が進む奄美群島や児童数が限られる小笠原諸島においては、少子化に伴う複式学級の増加や教職員不足によって本土との教育格差が生じる恐れがあります。そこで、今回の改正において教職員関係の配慮規定の充実を図るとともに、デジタル技術を活用した「遠隔教育」の観点を追加しました。

(9) 観光振興・地域間交流促進（奄美法第35条、小笠原法第37条関係）

両地域の活性化のためには、観光振興・地域間交流を促進することによって、二地域居住者を含むいわゆる関係人口のような、地域と継続的な関係性を有する者を増加させることが重要です。観光振興・地域間交流を図るという視点は既に改正前の奄美法及び小笠原法にも配慮規定として盛り込まれていましたが、今回の改正においては、いわゆる離島留学など、将来的な関係人口になることが期待される児童、生徒等の交流等が、同配慮規定に含まれるということを新たに整理しました。

(10) 移住の促進（奄美法第36条、小笠原法第38条関係）

既に「1」や「2（3）」等で触れてきた内容と重複しますが、両地域における振興開発の担い手確保を目的として、地域外からの「移住の促進」を図るための配慮規定を創設しました。具体的には、移住をしようとする者への情報提供、来訪や滞在の促進（お試し移住等）に関する施策を講じることを念頭においています。

6. 奄美基金の業務規定の改正（奄美法第52条関係）

独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「奄美基金」という。）については、奄美群島の中小零細事業者のセーフティネ

ットとして、これらの事業者に対する債務保証や小口事業資金の融資を行ってきました。他方で、地元関係者からは、奄美基金の有している財務改善や経営戦略に関する知見や地元経済界における人的ネットワークを生かして、地元事業者の経営支援をしてほしいという声がありました。そのため、奄美基金の業務規定に「経営の改善及び発達に係る助言業務」を追加し、奄美群島にU・イターンした若者による起業や地元NPO法人による取組等を支援していきます。

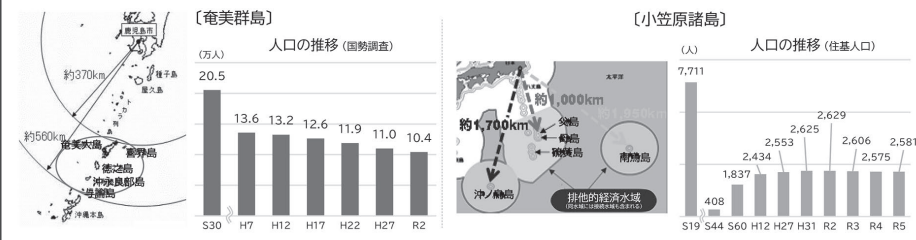
7. 法期限の延長（奄美法附則第1項、小笠原法附則第2項関係）

最後に、奄美法・小笠原法の法期限を令和一年三月三十一日までの五年間、延長しています。これにより、奄振交付金や各種公共事業に対する補助率の嵩上げ等のこれまで両地域に対して講じてきた特別の措置を五年間継続することとしております。

● 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の 一部を改正する法律（令和6年法律第6号）概要

背景・必要性

- ◆ 奄美群島・小笠原諸島は、戦後、米軍の軍政下に置かれ、日本復帰以降、特別措置法（時限法）を設けて、社会資本整備や産業振興を促進。
 - ◆ 奄美群島は日本復帰から70年、小笠原諸島は55年を迎えたが、地理的条件や厳しい自然条件等から、現在も経済面・生活面で本土との格差が存在。
 - ◆ 特に、今後も地域社会を維持するためには、移住・定住の促進が必要であるが、住宅の確保等が課題となっており、受け入れ体制の整備が重要。
- ➡ 令和5年度末で期限を迎える特別措置法を延長し、国による支援を継続することが必要。



法律の概要

1. 法期限の延長

- ◆ 法律の有効期限を令和10年度末（R11.3.31）まで延長（5年間の延長）〔奄美法・小笠原法〕

2. 地方への人の流れの創出

- ◆ 目的規定等に「移住の促進」を追加、「移住の促進」に関する配慮規定を新設〔奄美法・小笠原法〕
 - ⇒ 空き家改修等による移住者向けの住宅整備等を支援〔奄美〕
 - ⇒ 土地利用計画の見直しによる住宅用地の確保を推進〔小笠原〕

【移住の促進】



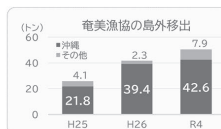
- 奄美群島では、農業や介護などのマルチワークによる移住者のなりわい確保が進んでいる。
- 他方、移住者の住宅確保が課題であり、空き家を移住者に貸し出す取組が進みつつある。



- 小笠原諸島では、環境保護をなりわいとする若者など若年層の移住が進んでいる。
- 他方、住宅用地確保が課題であり、法に基づく土地利用計画の見直しに取り組む。

3. 沖縄との連携強化

- ◆ 基本理念に「沖縄との連携」を追加〔奄美法〕
 - ⇒ 世界自然遺産への一体としての登録（令和3年）を契機とした沖縄との人流・物流の活性化を支援



【沖縄への移出事例】

- 水産物について、沖縄の企業と直接契約することで、本土向けよりも、沖縄に向けた移出が増加している。

4. 新たな課題等への対応

- ◆ 配慮規定に「遠隔教育」、「先端的な情報通信技術の活用」を追加〔奄美法・小笠原法〕
 - その他、遠隔医療や防災対策等を含め配慮規定を充実〔奄美法・小笠原法〕
- ◆ （独）奄美群島振興開発基金の業務について、現行の債務保証・融資業務に加え、事業者への「コンサルティング業務」を追加〔奄美法〕

【目標・効果】

奄美群島及び小笠原諸島の自立的発展及び移住・定住の促進

（KPI）○ 奄美群島における移住者数：R4年度 1,787人 → R10年度 3,000人
○ 小笠原諸島における移住者数：R4年度 330人 → R10年度 350人